

平成30年第12回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年12月25日(火) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	(欠席)	15 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

10 番 森谷 正美

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島2番 小谷 泉喜

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第40号 非農地証明願について

7 報告事項

(1) 報告第33号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第34号 農地の形状を変更することについて

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 06

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第12回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号9番 山本 秀夫 委員及び 議席番号12番 安 津久人 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第38号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第38号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は2件です。 【議案第38番、1番から2番を議案書をもとに朗読】 合計6筆1,217㎡で内訳は畑が1,217㎡です。申請番号1番、2番とも申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要

	件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 1 番 宇羅 恒一委員よりご意見をお願いいたします。
宇羅委員	はい、担当推進委員の宇羅 恒一です。譲受人の所へ行き確認してきました。譲渡人とは親戚になるそうで譲渡人の家も既にこちらになく申請の農地が管理できないという事で譲渡人に譲渡することになりました。場所は山の中にありまして畑は一部しかしておらず木が生えている状況ですので周りに影響を及ぼす事はありません。以上です。
議 長	次に申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 1 2 番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。
安 委員	議席番号 1 2 番の安です。議案 38 号申請番号 2 番の現地調査結果について報告します。申請箇所については 4 ページにもありますが広域農道と市道に挟まれた農地です。現在譲受人が耕作しており耕作者が変更しても周りに影響を及ぼす事はないかと思えます。もう一箇所につきましては譲受人の地面でありましたが登記ができていなかったという事で整地したとの事でございます。現地を教えて欲しいとおばあさんに聞きましたがわからないとの事でした。現状は既に山林になっているとの事です。よろしく申し上げます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 3 8 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。

	<p>よって【議案第38号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第39号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第39号の農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認及び所有権移転許可申請承認についてです。今月は2件です。</p> <p>【議案第39番、1番と2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計1筆2,225㎡で内訳は田が2,225㎡です。</p> <p>1番については、自己住宅建設用地です。申請地は用途地域（第一種住居地域）であることから第3種農地と考えており原則許可であります。</p> <p>2番については、事務所用地で国道の拡幅に伴う移転によるものです。申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と考えており、また集落に接続するものであることから妥当と考えております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号12番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>議席番号12番の安です。先日21日に調査員であります田上会長、山本委員と私で現地を見てまいりました。今説明のあったとおり申請地の前には住宅が建っており、そのお孫さんの家を建てるという事で周囲に対する影響はないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは申請番号2番について地区担当委員議席番号6番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>はい、6番坂下です。先だって21日に田上会長、山本委員、安委員、現場の代表の上梶さん、事務局、私とで現地調査となりました。道路拡張により敷地が削られるようで事務所棟の建て直しをしたいという事でした。だいたい5mほど中へ入るようですが、事務所を建て直す土地も充分ありますし、駐車場にしても全然影響はなく、代表の上梶さんがお</p>

	<p>つしゃるにはこの場所が私たちには一番使いやすいのでここで建て直してをさせて欲しい、との事でした。何の影響もないように自分も思いましたので説明いたします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第39号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第39号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第40号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 11 ページをご覧ください。議案第 40 号の非農地証明願承認についてです。</p> <p>【議案第 40 番の 1 番から 10 番を議案書をもとに説明】</p> <p>申請番号 1 番から 9 番については、山間地にある農地で荒廃しており農地として復元が著しく困難であり、また、「いしかわ森林環境基金事業（環境林整備事業）」対象地であります。</p> <p>申請番号 10 番については、山間地にある農地で荒廃しており農地として復元が著しく困難であるためです。</p>
田上会長	<p>それでは申請番号 1 番と 2 番については私からご説明いたします。 1 番と 2 番ですけども写真のとおり 40～50 年ほどかと思いますが杉の大木が 19 号台風の時に屋根瓦をかなり痛めたとの過去もあります。も</p>

	<p>う一本切りたいのは市の文化財になっている木は切ってはいけないのですがいつ瓦を痛めるかわからないとの事です。周りには別に影響もございません。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 3 番から 9 番について地区担当推進委員輪島 2 番 小谷 泉喜 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
小谷委員	<p>小谷です。12 月 21 日に田上会長、山本委員、安委員、事務局、森林組合の古坊さんが立ち会いまして東山の畑が竹林となっている所を確認してきました。50 年ほど経っており木も生え完全に山になっていました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 10 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下 正幸 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>坂下です。先ほど同様 21 日に皆さんと現地調査をいたしました。15 ページの地図を見ていただきたいのですが、旧の滝又小学校から三井の小学校へ抜ける県道の間あたりになりますけども、箸屋さんがありそこから右より 100m ほどのところから山の方へ 400m ほど上がったところに現場があるとの事です。21 日の前に下見をしたくて 2 箇所から行こうとしましたがかないませんでした。21 日に聞いたところ県道からは上がれないとの事でしたが、同様との事で県道から現場付近を確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>申請番号 1 番から 9 番ですが状況は同じようですが申請者が違いますが、どなたかが指導してこのような申請になったのでしょうか。それとも別に開発目的があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>1 番から 9 番ですが、指導というか森林組合さんが関係している事業に基づくものです。</p>
石倉委員	<p>間伐か何かでしょうか。</p>

事務局	そのとおりで、「いしかわ森林環境税」の基金事業という事で間伐の事業があり、対象地としたいとの思いがあるそうです。
石倉委員	現地がそうであればどんどんこのような格好で転用すればいいなと思いましたので。
議長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第40号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第40号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第33号】の農地法第3条の3の規定による通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書17ページをお開きください。報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 合計90筆 22,323.42 m ² です。内訳は田が11,253.51 m ² 、畑が11,069.91 m ² です。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
田中委員	13番田中です。申請番号1番ですが届出人の住所は京都となっています。雑種地や山林になったところが多いのですが現在農地の所がありますがどのようになっていますか。京都からきて作っているのでしょうか。
事務局	こちらについては、相続という事で京都の方に相続されています。恐ら

	<p>くですが山林などになっているところのほとんどの所は以前に平成 29 年から 30 年に送りました非農地通知を送った農地と思っています。現在、田畑になっているところにつきましては毎年の利用状況調査の対象になっていますので作られていない場合には利用意向調査の対象になります。現在どのようになっているかについては把握しておりません。</p>
議 長	<p>他に質疑がないようですのでそれでは【報告第 3 3 号】を終わります。次に【報告第 3 4 号】の農地の形状を変更することについて届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 22 ページをお開きください。報告第 34 号農地改良届出についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地改良の届出の内容を朗読】</p> <p>以上合計 2 筆 1,520.44 m²で内訳は田が 1,520.44 m²です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 3 4 号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p>
議 長	<p>「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については奥堂委員より報告をお願いします。</p>
奥堂委員	<p>(奥堂委員より「1・1・1 運動」の活動報告)</p>
議 長	<p>それでは第 1 2 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。</p>

平成30年12月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 9 番

署 名 委 員 1 2 番
